

○農林水産省令第四十五号
 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項、第七条第一項第一号及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和八年六月十七日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
別表一（第三条関係）			
第一 有害動物		第一 有害動物	
一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物		一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物	
(一) 節足動物 (略)	<i>Polysiphus rufipennis</i> <i>Prays citri</i> <i>Prays endocarpa</i> (略) (削る) (略)	(一) 節足動物 (略)	<i>Polysiphus rufipennis</i> (新設) (新設) <i>Tuta absoluta</i> (略) (略)
(二)・(三) (略)	(略)	(二)・(三) (略)	(略)
第二 有害植物			
一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物			
(一) (略)	(略)	(一) (略)	(略)
(二) 細菌 (略)	<i>Clavibacter nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	(二) 細菌 (略)	<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)
(三) (略)	(略)	(三) (略)	(略)
(四) その他植物病の病原体 (略)	次の植物病の病原体 (略)	(四) その他植物病の病原体 (略)	次の植物病の病原体 (略)
Cherry black canker (略)	Cherry black canker (略)	Cherry black canker (略)	Cherry black canker (略)
二 (略)			

別表一の二(第五条の二関係)		別表二(第九条関係)	
地	域	植	物
一・二 (略)	(略)	(略)	(略)
三 イラン、トルコ、レバノン、 アイルランド、アルバニア、 アンドラ、イタリヤ、ウクラ イナ、ウズベキスタン、英国 (グレート・ブリテン及び北 アイルランドに限る。以下こ の表において同じ)、英領 チャネル諸島、エストニア、 オーストリア、オランダ、カ ザフスタン、北マケドニア共 和国、ギリシャ、クロアチア、 スイス、スウェーデン、スペ イン、スロバキア、スロベ ニア、セルビア、タジキスタン、 チェコ、デンマーク、ドイツ、 トルクメニスタン、ハンガ リー、フランス、ブルガリア、 ベラルーシ、ベルギー、ボス ニア・ヘルツェゴビナ、ポー ランド、ポルトガル、モルド バ、ルクセンブルク、ルーマ ニア、ロシア、アルジェリア、 エジプト、アメリカ合衆国、 カナダ、チリ、メキシコ、オ ーストラリア、ニュージーラ ンド	(略)		
植物又は指定物品	基	備考(対象とする検 疫有害動植物)	準
二 (略)	(略)	かんきつ類(げつきつ、からたち 属植物、きんかん属植物及びみか ん(かんきつ)属植物並びにこれ らの交雑種をいう。以下同じ。)(付 表第四、第五、第十及び第五十八 に掲げるものを除く。)、あかぎ、 アキー、アザダイラクタ・エクセ ルサ、アフゼリア・クシロカルバ、 アボカド(付表第八十九及び第九	(略)

別表一の二(第五条の二関係)		別表二(第九条関係)	
地	域	植	物
一・二 (略)	(略)	(略)	(略)
三 イラン、トルコ、アイルラ ンド、アルバニア、アンドラ、 イタリヤ、ウクライナ、ウズ ベキスタン、英国(グレート・ ブリテン及び北アイルランド に限る。以下この表において 同じ)、エストニア、オース トリア、オランダ、カザフス タン、北マケドニア共和国、 ギリシャ、クロアチア、スイ ス、スウェーデン、スペイン、 スロバキア、スロベニア、セ ルビア、タジキスタン、チェ コ、デンマーク、ドイツ、ト ルクメニスタン、ハンガリー、 フランス、ブルガリア、ベラ ルーシ、ベルギー、ボスニア・ ヘルツェゴビナ、ポーランド、 ポルトガル、モルドバ、ルク センブルク、ルーマニア、ロ シア、アルジェリア、エジプ ト、アメリカ合衆国、カナダ、 チリ、メキシコ、オーストラ リア、ニュージーランド	(略)		
植物又は指定物品	基	備考(対象とする検 疫有害動植物)	準
二 (略)	(略)	かんきつ類(げつきつ、からたち 属植物、きんかん属植物及びみか ん(かんきつ)属植物並びにこれ らの交雑種をいう。以下同じ。)(付 表第四、第五、第十及び第五十八 に掲げるものを除く。)、あかぎ、 アキー、アザダイラクタ・エクセ ルサ、アフゼリア・クシロカルバ、 アボカド(付表第八十九及び第九	(略)

十一に掲げるものを除く。)、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウィーフオリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムティカ、アレンガ・ウエスターハウテイー、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロテイルサ、いちじく、いちじくぐわ、いぬびわ、イルピンギア・ガボネンシス、イルピンギア・マラヤナ、いんどめてんぐ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロファイルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイイ、オピリア・アメンタケア、おらんだいちご、オリープ、カカオノキ、カシューナッツ、がじゆまる、カッパリス・セビアリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パーキンソニー、キサントファイルム・アモエヌム、キサントファイルム・フラウエスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスペルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ペントフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろつぐ、くろみのおきなわずめうり、ケドロステイス・ヒルテラ(付表第七十四に掲げるものを除く。)、コッキニ

十一に掲げるものを除く。)、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウィーフオリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムティカ、アレンガ・ウエスターハウテイー、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロテイルサ、いちじく、いちじくぐわ、いぬびわ、イルピンギア・ガボネンシス、イルピンギア・マラヤナ、いんどめてんぐ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロファイルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイイ、オピリア・アメンタケア、おらんだいちご、オリープ、カカオノキ、カシューナッツ、がじゆまる、カッパリス・セビアリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パーキンソニー、キサントファイルム・アモエヌム、キサントファイルム・フラウエスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスペルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ペントフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろつぐ、くろみのおきなわずめうり、ケドロステイス・ヒルテラ(付表第七十四に掲げるものを除く。)、コッキニ

ア・グランデイス、こみのくろつぐ、コルディア・ミクサ、コルディア・ピンナータ、ごれんし、コロシントウリ（付表第六十六に掲げるものを除く。）、ざくろ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、サントール、シトロフォーチユネラ・ミクロカルパ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ピレア、スコエフィア・フラグランシス、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く。）、セルティス・テトランドラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスマス・キネンシス、テトラクトミア・マジユス、てりはほく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま（付表第七十五に掲げるものを除く。）、トマト、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのごれんし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐるもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・パーテリ、はくさんほく、バッカウレア・ラケモサ、バッカウレア・ラミフロラ、パイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）、はまいぬびわ、はまびわ、バラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、びわ、びんろうじゆ、ファグラエア・ケイラニカ、ファグラエア・ラケモサ、フィクス・エリ

ア・グランデイス、こみのくろつぐ、コルディア・ミクサ、コルディア・ピンナータ、ごれんし、コロシントウリ（付表第六十六に掲げるものを除く。）、ざくろ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、サントール、シトロフォーチユネラ・ミクロカルパ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ピレア、スコエフィア・フラグランシス、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く。）、セルティス・テトランドラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスマス・キネンシス、テトラクトミア・マジユス、てりはほく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま（付表第七十五に掲げるものを除く。）、トマト、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのごれんし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐるもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・パーテリ、はくさんほく、バッカウレア・ラケモサ、バッカウレア・ラミフロラ、パイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）、はまいぬびわ、はまびわ、バラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、びわ、びんろうじゆ、ファグラエア・ケイラニカ、ファグラエア・ラケモサ、フィクス・エリ

ゴドン、フィクス・オットニー
 フォリア、フィクス・グロツスラ
 リオイデス、フィクス・コンカ
 テイアン、フィクス・ヒスピダ、
 フィクス・ベンジャミナ、フィサ
 リス・ミニマ、フェイジョア、フ
 ラクールティア・ルカム、ブレ
 ニア・ラケモサ、ブレオニア・キ
 ネンシス、ヘイネア・トリジュガ、
 へちま（付表第七十六に掲げるも
 のを除く）、ペボかほちや（付表
 第六十八に掲げるものを除く）、
 ベルノキ、ボメティア・ピンナタ、
 ポリアルティア・ロンギフォリ
 ア、ホリガルナ・クルツイー、ま
 るばちしやのき、まるめろ、マン
 メア・シアメンシス、ミクソピル
 ム・スマキフォリウム、ミクロ
 コス・トメントサ、めじろほおず
 き、メロン、ももたまな、モモル
 デイカ・バルサミナ、やえやまあ
 おき、やぶにつけい、やまもも、
 ゆうがお（付表第六十九に掲げる
 ものを除く）、らんばい、ランプ
 タン、りゆうがん（付表第七十七
 に掲げるものを除く）、りんご、
 れいし（付表第十三、第十四及び
 第七十一に掲げるものを除く）、
 レピサンテス・テトラフィラ、レ
 ピサンテス・ルビキノサ、わんび、
 あかたねのき属植物、かき属植物、
 カリッサ属植物、ぐみ属植物、コー
 ヒーノキ属植物、さくら属植物、
 とうがらし属植物、とけいそう属
 植物、なし属植物、なす属植物、
 なつめ属植物（付表第六十三に掲
 げるものを除く）、にんめんし属
 植物、باشよう属植物（成熟して
 いないバナナの生果実を除く）、
 ばんじろう属植物、ばんのき属植

ゴドン、フィクス・オットニー
 フォリア、フィクス・グロツスラ
 リオイデス、フィクス・コンカ
 テイアン、フィクス・ヒスピダ、
 フィクス・ベンジャミナ、フィサ
 リス・ミニマ、フェイジョア、フ
 ラクールティア・ルカム、ブレ
 ニア・ラケモサ、ブレオニア・キ
 ネンシス、ヘイネア・トリジュガ、
 へちま（付表第七十六に掲げるも
 のを除く）、ペボかほちや（付表
 第六十八に掲げるものを除く）、
 ベルノキ、ポリアルティア・ロン
 ギフォリア、ホリガルナ・クル
 ツイー、まるばちしやのき、まる
 めろ、マンメア・シアメンシス、
 ミクソピルム・スマキフォリウ
 ム、ミクロコス・トメントサ、め
 じろほおずき、メロン、ももたま
 な、モモルデイカ・バルサミナ、
 やえやまあおき、やぶにつけい、
 やまもも、ゆうがお（付表第六十
 九に掲げるものを除く）、らんば
 い、ランプータン、りゆうがん（付
 表第七十七に掲げるものを除
 く）、りんご、れいし（付表第十
 三、第十四及び第七十一に掲げる
 ものを除く）、レピサンテス・テ
 トラフィラ、レピサンテス・ルビ
 キノサ、わんび、あかたねのき属
 植物、かき属植物、カリッサ属植
 物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属
 植物、さくら属植物、とうがらし
 属植物、とけいそう属植物、なし
 属植物、なす属植物、なつめ属植
 物（付表第六十三に掲げるものを
 除く）、にんめんし属植物、باش
 よう属植物（成熟していないバナ
 ナの生果実を除く）、ばんじろう
 属植物、ばんのき属植物、ばんれ

	<p>物、ばんれいし属植物、ひいらぎ トラのお属植物、ヒロセレウス属 植物（イエローピタヤ並びに付表 第五十二及び第五十五に掲げるも のを除く。）、ふくぎ属植物（付表 第四十に掲げるものを除く。）、ぶ どう属植物（付表第三十二及び第 五十四に掲げるものを除く。）、ふ とも属植物、マンゴウ属植物（付 表第十五から第十七まで、第三十 六、第四十八、第五十、第五十七 及び第六十一に掲げるものを除 く。）、ユーゲニア属植物、ランサ 属植物、リカニア属植物、ロリニ ア属植物及びあかてつ科植物の生 果実</p>	三 (略)	四 インド、インドネシア、カ ンボジア、シンガポール、ス リランカ、タイ、台湾、中華 人民共和国、ネパール、パキ スタン、バングラデシュ、東 テイモール、フィリピン、プー タン、ブルネイ、ベトナム、 香港、マレーシア、ミャン マー、ラオス、アフガニスタ ン、アラブ首長国連邦、イラ ン、オマーン、ウガンダ、エ チオピア、ガーナ、カメル ーン、ガンビア、ギニア、ケニ ア、コートジボワール、コン ゴ共和国、コンゴ民主共和国、 シエラレオネ、スーダン、セー シエル、セネガル、ソマリア、 タンザニア、トーゴ、ナイジェ リア、ニジエール、ブルキナ ファソ、ブルンジ、ベナン、 マラウイ、マリ、南スーダン、 モザンビーク、モリシヤス、 レユニオン、オーストラリア	
		(略)	<p>うり科植物（付表第十八に掲げる ものを除く。）の生茎葉、生果実及 び花（乾燥された花を除く。）並び にアデニア・ホンダラ、アンノ ナ・セネガレンシス、いぬびわ、 いぬほおずき、いんげんまめ、お おいたび、おおぶどうほおずき、 おいたび、おおぶどうほおずき、 カシユーナツツ、きだちとうがら し、きまめ、きんぎんなすび、く だものつけい、こだちとまと、ご れんし、ささげ、スウィートオレ ンジ、ストリクノス・スピノサ、 ソラヌム・アエテイオビクム、ソ ラヌム・アングイビ、ソラヌム・ セツシリフロルム、ソラヌム・ト リロパツム、ソラヌム・マクロカ ルボン、ソラヌム・リンナエアヌ ム、だいおうなすび、たまきんこ、 テトラステイグマ・レウコスタ フィルム、とうがらし、トマト、 なす、なつめ、パパイヤ（付表第 一、第十一及び第十二に掲げるも のを除く。）、ばんじろう、ふじま</p>	

	<p>いし属植物、ひいらぎトラのお属 植物、ヒロセレウス属植物（イエ ローピタヤ並びに付表第五十二及 び第五十五に掲げるものを除 く。）、ふくぎ属植物（付表第四十 に掲げるものを除く。）、ぶどう属 植物（付表第三十二及び第五十四 に掲げるものを除く。）、ふとも 属植物、マンゴウ属植物（付表第 十五から第十七まで、第三十六、 第四十八、第五十、第五十七及び 第六十一に掲げるものを除く。）、 ユーゲニア属植物、ランサ属植物、 リカニア属植物、ロリニア属植物 及びあかてつ科植物の生果実</p>	三 (略)	四 インド、インドネシア、カ ンボジア、シンガポール、ス リランカ、タイ、台湾、中華 人民共和国、ネパール、パキ スタン、バングラデシュ、東 テイモール、フィリピン、プー タン、ブルネイ、ベトナム、 香港、マレーシア、ミャン マー、ラオス、アフガニスタ ン、イラン、オマーン、ウガ ンダ、エチオピア、カメル ーン、ガンビア、ギニア、ケニ ア、コートジボワール、コン ゴ共和国、コンゴ民主共和国、 シエラレオネ、スーダン、セー シエル、セネガル、ソマリア、 タンザニア、トーゴ、ナイジェ リア、ニジエール、ブルキナ ファソ、ブルンジ、ベナン、 マラウイ、マリ、南スーダン、 モザンビーク、モリシヤス、 レユニオン、オーストラリア 領クリスマス島、ソロモン、	
		(略)	<p>うり科植物（付表第十八に掲げる ものを除く。）の生茎葉及び生果実 並びにアデニア・ホンダラ、アン ノナ・セネガレンシス、いぬびわ、 いぬほおずき、いんげんまめ、お おいたび、おおぶどうほおずき、 おいたび、おおぶどうほおずき、 カシユーナツツ、きだちとうがら し、きまめ、きんぎんなすび、く だものつけい、こだちとまと、ご れんし、ささげ、スウィートオレ ンジ、ストリクノス・スピノサ、 ソラヌム・アエテイオビクム、ソ ラヌム・アングイビ、ソラヌム・ セツシリフロルム、ソラヌム・ト リロパツム、ソラヌム・マクロカ ルボン、ソラヌム・リンナエアヌ ム、だいおうなすび、たまきんこ、 テトラステイグマ・レウコスタ フィルム、とうがらし、トマト、 なす、なつめ、パパイヤ（付表第 一、第十一及び第十二に掲げるも のを除く。）、ばんじろう、ふじま め、ももたまなやんばるなすび、</p>	

<p>五〇十五 (略)</p> <p>十六 大韓民国、中華人民共和国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、英領チャネル諸島、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージージーランド</p>	<p>五〇十五 (略)</p> <p>十六 大韓民国、中華人民共和国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、英領チャネル諸島、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージージーランド</p>	<p>領クリスマス島、ソロモン、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>め、ももたまな、やんばるなすび、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。）及びマンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。）の生果実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>五〇十五 (略)</p> <p>十六 大韓民国、中華人民共和国、パキスタン、イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージージーランド</p>	<p>五〇十五 (略)</p> <p>十六 大韓民国、中華人民共和国、パキスタン、イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージージーランド</p>	<p>パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。）及びマンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。）の生果実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

地	域	植	物	基	準
一 アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ）、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コロンビア、ニカラグア、ペルー、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ノーフォーク島		(略)		(略)	
二五 (略)		(略)		(略)	
六 インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、		(略)		(略)	

別表二の二（第九条関係）					
地	域	植	物	基	準
二十一 二十三 (略)		(略)	カシユーナツツ、くだものどけい、ざくろ、せいようなし、フェイジョア、ふともも、マメーサポテ、マメーリンゴ、まるめろ、マンゴウ（付表第八十七に掲げるものを除く。）、もも、モンピン、りんご、ロコトとうがらし、かき属植物、カシミロア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物（ライム及びレモン並びに付表第八十六に掲げるものを除く。）の生果実	(略)	
十七・十八 (略)		(略)	カサバナナ、すいか、フェウイレア・コルデイフォリア、ゆうがお、かぼちや属植物及びきゆうり属植物の生果実	(略)	
十九 (略)		(略)		(略)	
二十 (略)		(略)		(略)	

別表二の二（第九条関係）					
地	域	植	物	基	準
一 アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ）、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コロンビア、ニカラグア、ペルー、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノーフォーク島		(略)		(略)	
二五 (略)		(略)		(略)	
六 インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、		(略)		(略)	

別表二の二（第九条関係）					
地	域	植	物	基	準
二十一 二十三 (略)		(略)	カシユーナツツ、くだものどけい、ざくろ、せいようなし、フェイジョア、ふともも、マメーサポテ、マメーリンゴ、まるめろ、マンゴウ（付表第八十七に掲げるものを除く。）、もも、モンピン、ロコトとうがらし、かき属植物、カシミロア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物（ライム及びレモン並びに付表第八十六に掲げるものを除く。）の生果実	(略)	
十七・十八 (略)		(略)	すいか、ゆうがお、かぼちや属植物及びきゆうり属植物の生果実	(略)	
十九 (略)		(略)		(略)	
二十 (略)		(略)		(略)	

七 削除	アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ジョージア、ウガンダ、エスワティニ、ケニア、ジンバブエ、セーシェル、タンザニア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラガ、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペリウ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島
(削る)	
(削る)	
七 インド、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマー、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、英領チャネル諸島、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、リ	アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、エスワティニ、ケニア、ジンバブエ、セーシェル、タンザニア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラガ、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペリウ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島
いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、はこべほおずき、くご属植物及びなす属植物の生葉葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実	
1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信する旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しに、栽培地において <i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ) に侵されていないことが特記されていること。	

<p>十三 インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、ポルトガル、エジプト、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マリ、ウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ペネズエラ、メキシコ、オーストラリア</p>	<p>八十二 (略)</p>	
<p>あきこれ、あき、アセロラ、あぶらつばき、アラビヤコーヒー、アングロニア・アングステイフオリア、エクリプタ・プロストラタ、えのきぐさ、エミリア・ソッキオリア、エラエオカルプス・デキピエンス、エンテロロピウム・コントルテイシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、オオバコエンドロ、おくら、オルモシア・ホシエイ、がじゅまる、カリストモン・ウイミナリス、キャッサバ、きゅうり、きんぎよそう、くずうこん、くだものつけい、くちなし、クニドスコルス・ウレンス、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くろみくわ、くわくさ、けいと、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、ケレウス・フェルナムブケンシス、コエンドロ、こせんだんぐき、ささげ、さつまいも、さんかくはぜらん、さんたんか、しまつなぞ、しまほおずき、しょうが、しょうじょうそう、しょうじょうぼく、じよおうやし、シロギニアヤム、しろこやまもも、すいか、ステノケレウス・クエタロエンシス、すべりひゆ、せいようきらんそう、せんそう、ソラヌム・マクロカルボン、ソランドラ・マクシマ、だいず、たば</p>	<p>(略)</p>	
	<p>(略)</p>	

<p>十三 インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、ポルトガル、エジプト、ケニア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マリ、ウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ペネズエラ、メキシコ、オーストラリア</p>	<p>八十二 (略)</p>	<p>トアニア、ルーマニア、ロシヤ、アフリカ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア</p>
<p>あきこれ、あき、アセロラ、あぶらつばき、アラビヤコーヒー、アングロニア・アングステイフオリア、えのきぐさ、エラエオカルプス・デキピエンス、エンテロロピウム・コントルテイシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、オオバコエンドロ、オルモシア・ホシエイ、がじゅまる、カリストモン・ウイミナリス、キャッサバ、きゅうり、きんぎよそう、くずうこん、くだものつけい、くちなし、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くろみくわ、くわくさ、けいと、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、コエンドロ、こせんだんぐき、ささげ、さつまいも、さんたんか、しまつなぞ、しまほおずき、しょうが、しょうじょうそう、しょうじょうぼく、じよおうやし、シロギニアヤム、しろこやまもも、すいか、ステノケレウス・クエタロエンシス、せいようきらんそう、せんそう、ソラヌム・マクロカルボン、ソランドラ・マクシマ、だいず、たばこ、たまきんご、だんどほろぎく、つるむらさき、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、てんさい、とうがらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、なんごく</p>	<p>(略)</p>	
	<p>(略)</p>	

二十〇二十二 (略)	<p>十九 インド、インドネシア、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、マレーシア、イスラエル、トルコ、イタリア、北マケドニア共和国、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ、トリニダード・トバゴ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム</p>	十四〇十八 (略)	
(略)	<p>きゆうり、シトルルス・アマルス、すいか、せいようかぼちや、せいようかぼちや及びにほんかぼちやの交雑種、とうがん、にがうり、にほんかぼちや、ペボかぼちや、メロン並びにゆうがおの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの</p>	(略)	<p>こ、たまさんご、だんどほろぎく、つるむらさき、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、てんさい、とうがらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、なんごくいぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、バオバブ、パッシフロラ・ムクロナタ、はなまき、はねせんな、パイヤ、はぶそう、ばらみつ、ばれいしよ、ばんじろう、ヒドロコティレ・ボナリエンシス、ひめのうぜんかずら、ビルソニマ・キドニーフォルリア、へちま、ペボかぼちや、ペリラ・フルテスケンス、ボメロ、モルス・セルティディフォルリア、ユーフォルビア・ティルカリ、ユーフォルビア・トリゴナ、ユーフォルビア・ブニケア、ユーフォルビア・プロストラタ、きび属植物、ばしよ属植物、ひゆ属植物、ヒロセレウス属植物、めぼうき属植物、やぶらん属植物及びランプランツ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>
(略)	(略)	(略)	

二十〇二十二 (略)	<p>十九 インド、インドネシア、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、マレーシア、イスラエル、トルコ、イタリア、北マケドニア共和国、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、トリニダード・トバゴ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム</p>	十四〇十八 (略)	
(略)	<p>きゆうり、すいか、せいようかぼちや、せいようかぼちや及びにほんかぼちやの交雑種、とうがん、にがうり、にほんかぼちや、ペボかぼちや、メロン並びにゆうがおの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの</p>	(略)	<p>いぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、バオバブ、はなまき、ばらみつ、ばれいしよ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ビルソニマ・キドニーフォルリア、へちま、ペボかぼちや、ペリラ・フルテスケンス、めぼうき、モルス・セルティディフォルリア、ユーフォルビア・ティルカリ、ユーフォルビア・トリゴナ、ユーフォルビア・ブニケア、ユーフォルビア・プロストラタ、ばしよ属植物、ヒロセレウス属植物、やぶらん属植物及びランプランツ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>
(略)	(略)	(略)	

二十三 台湾、イスラエル、イラン、レバノン、イタリア、スペイン、フランス、ポルトガル、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコ

アガティス・アウストラリス、アスバラガス・アクティフオリウス、アボカド、あめりかさいいかち、あめりかのうぜんかずら、あめりかのきび、あめりかふじ、あめりかむらさきしきぶ、ありたそう、アルテルナンテラ・テネラ、アルヌス・ロンピフオリア、アルビジア・ユリプリッシン、アルプツス・ウネド、アレクトリオン・エクスケルスス、イウア・アンヌア、いたどり、いちじく、いちよう、いぬびえ、いわだれそう、ウイキア・ルドウイキアナ、ウイブルヌム・ティヌス、うらじろあかめがしわ、エキウム・ブランタギネウム、エキノスパルツム・ルシタニクム、エスカロニア・モンテピデンシス、えぞのへびいちご、エリオケファルス・アフリカヌス、エリカ・キネレア、エレモフィラ・マクラタ、エンケリア・ファリオサ、おおあざみ、おきなわすずめうり、おとめふうろ、おひしば、オリガヌム・マヨラナ、かき、ガザニア・リゲンス、かじのき、かなむぐら、カマエクリスタ・ファススキラタ、からすむぎ、からたち、カリプトカルプス・ピアリスタツス、カロケファルス・ブラウニー、カロライナしで、きぬげちちこぐさ、ぎよりゆうもどぎ、きんごじか、ぎんばいか、クリノポデイウム・ネベタ、クロトン・セティゲルス、クロリス・ハロフィラ、げつけいじゆ、コエロラキス・キリンドリカ、こくらくちようか、こしようぼく、こせんだんぐさ、こだちあさがお、こぬかぐさ、こ

(略)

二十三 台湾、イスラエル、イラン、イタリア、スペイン、フランス、ポルトガル、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ

アガティス・アウストラリス、アスバラガス・アクティフオリウス、アデノカルプス・ラインジイ、アボカド、あめりかえのき、あめりかさいいかち、あめりかのうぜんかずら、あめりかのきび、あめりかふじ、あめりかむらさきしきぶ、ありたそう、アルテルナンテラ・テネラ、アルヌス・ロンピフオリア、アルビジア・ユリプリッシン、アルプツス・ウネド、アレクトリオン・エクスケルスス、イウア・アンヌア、いたどり、いちじく、いちよう、いぬびえ、いわだれそう、ウイキア・ルドウイキアナ、ウイブルヌム・ティヌス、うらじろあかめがしわ、エキウム・ブランタギネウム、エスカロニア・モンテピデンシス、えぞのへびいちご、エリオケファルス・アフリカヌス、エリカ・キネレア、エレモフィラ・マクラタ、エンケリア・ファリオサ、おおあざみ、おきなわすずめうり、おとめふうろ、おひしば、オリガヌム・マヨラナ、かき、ガザニア・リゲンス、かじのき、かなむぐら、カマエクリスタ・ファススキラタ、からすむぎ、からたち、カリプトカルプス・ピアリスタツス、カロケファルス・ブラウニー、きぬげちちこぐさ、ぎよりゆうもどぎ、きんごじか、ぎんばいか、クリノポデイウム・ネベタ、クロトン・セティゲルス、クロリス・ハロフィラ、げつけいじゆ、コエロラキス・キリンドリカ、こくらくちようか、こしようぼく、こせんだんぐさ、こだちあさがお、こぬかぐさ、こはこへ、

(略)

はこべ、コリノカルプス・ラエ
 ウイガツス、コレオネマ・アル
 ム、コロニラ・ヴァレンティナ、
 サピンドウス・サボナリア、さ
 るおがせもどき、サルソラ・ツラ
 グス、シジギウム・パニクラツ
 シンブリウム・イリオ、ジャカ
 ランダ・ミモシフォリア、しる
 がねよし、しるぎ、しんくりの
 いが、シンフィオトリクム・デ
 イウアリカツム、すずめのかた
 びら、すべりひゆ、スベルマ
 コセ・ラティフォリア、せい
 ばんもろこし、せいようきつ
 づた、せいようたんぼぼ、せ
 いようめしだ、セタリア・マ
 グナ、ソフォラ・セクンディ
 フロラ、だいこん、たちじや
 こうそう、ダツラ・ライテイ
 イ、たわだぎく、チャタル
 パ・タシケンテンシス、つ
 るうめもどき、つるめひし
 ば、デイトトリキア・ウイス
 コサ、テウクリウム・カピ
 タツム、テードまつ、ときわ
 さんざし、どくにんじん、と
 げちしや、なすな、なつ
 つばき、なはかのこそう、
 なんてん、ネブツニア・ル
 テア、のりうつぎ、はいきん
 ぼうげ、はうちわのき、は
 ぜらん、パツシフロラ・フ
 オエテイダ、はなまき、
 バーベナ・リトラリス、
 パラゴムノキ、はりえんじ
 ゆ、はりまつり、パルテ
 ニウム・ヒステロフォルス、
 ハロラギス・ピスタシオ
 ノキ、ヒポカエリス・ブラ
 シリエンス、フアグナロン
 ・サクサチレ、フアラリス
 ・アングスタ、フクシア・
 マゲラニカ、ふくわばもく
 げんじ、プテリディウム・
 アクイリヌム、ぶな、
 フラングラ・アルヌス、
 ヘテロテカ・

コリノカルプス・ラエウイガ
 ツス、コロニラ・ヴァレン
 ティナ、さるおがせもどき、
 サルソラ・ツラグス、シジ
 ギウム・パニクラツム、シ
 ンブリウム・イリオ、ジャ
 カランダ・ミモシフォリア、
 しるがねよし、しるぎ、しん
 くりのいが、シンフィオトリ
 クム・デイウアリカツム、
 すずめのかたびら、すべり
 ひゆ、スベルマコセ・ラ
 テイフォリア、せいばんも
 ろこし、せいようきつづた、
 せいようたんぼぼ、せいよう
 めしだ、セタリア・マグナ、
 ソフォラ・セクンディフロ
 ラ、だいこん、たちじやこ
 うそう、ダツラ・ライテイ
 イ、たわだぎく、チャタル
 パ・タシケンテンシス、つ
 るうめもどき、つるめひし
 ば、デイトトリキア・ウイス
 コサ、テウクリウム・カピ
 タツム、テードまつ、とき
 わさんざし、どくにんじん、
 とげちしや、なすな、なつ
 つばき、なはかのこそう、
 なんてん、ネブツニア・ル
 テア、のりうつぎ、はいき
 んぼうげ、はうちわのき、
 はぜらん、パツシフロラ・
 フオエテイダ、バーベナ・
 リトラリス、パラゴムノキ、
 はりえんじゆ、はりまつり、
 パルテニウム・ヒステロ
 フォル、ハロラギス・ピ
 スタシオノキ、ヒポカエ
 リス・ブラシリエンス、
 フアグナロン・サクサチレ、
 フアラリス・アングスタ、
 フクシア・マゲラニカ、
 ふくわばもくげんじ、
 プテリディウム・アクイ
 リヌム、ぶな、フラングラ
 ・アルヌス、ヘテロテカ・
 グランディフロラ、ヘ
 テロメレス・アルプティ
 フォリア、ほそばめはじ
 き、ホホバ、マ

グランディフロラ、ヘテロメ
 ス・アルプティフォリア、ほそば
 めはじき、ホホバ、マーガレット、
 マルウア・バルウイフロラ、マル
 ビウム・ウルガレ、まんねんろう、
 みなとあかぎ、むぎくさ、むらさ
 きはしどい、めぎ、メリキツス・
 ラミフロルス、メリコベ・テルナ
 タ、メリタ・シンクライリー、メ
 リッサ・オツフィキナリス、メレ
 ミア・マクロカリクス、メンタ・
 スアウエオレンス、モディオラ・
 カロリニアナ、もみじばふう、モ
 ンテイアストルム・リネアレ、モ
 ンティア・リネアリス、やつで、
 やぶちよろぎ、ユーゲニア・ミル
 テイフォリア、ユニベルス・ア
 シエイ、ゆりのき、ヨーロツバぐ
 り、ラヴァテラ・クレティカ、ラ
 テイピダ・コルムナリス、ルド
 ヴイギア・グランディフロラ、レ
 タマ、あかしあ属植物、あきのき
 りんそう属植物、アデノカルプス
 属植物、アニサンサ属植物、あぶ
 らな属植物、アルクトスタフィロ
 ス属植物、アンティリス属植物、
 いぬたで属植物、いぼたのき属植
 物、いらくさ属植物、ヴァーノニ
 ア属植物、ウエストリンギア属植
 物、うまごやし属植物、うるし属
 植物、ウロクロア属植物、エウリ
 オプス属植物、えにしだ属植物、
 えのき属植物、エリオゴヌム属植
 物、エリシムム属植物、おおきせ
 わた属植物、おおばこ属植物、お
 おふともみ属植物、オステオスベ
 ルムム属植物、おとぎりそう属植
 物、おなもみ属植物、おらんだふ
 うる属植物、オリーブ属植物、か
 えで属植物、カツシア属植物、カ

ガレット、マルウア・バルウイフ
 ロラ、マルビウム・ウルガレ、ま
 んねんろう、みなとあかぎ、むぎ
 くさ、むくろじ、むらさきはしど
 い、めぎ、メリキツス・ラミフロ
 ルス、メリコベ・テルナタ、メリ
 タ・シンクライリー、メリッサ・
 オツフィキナリス、メレミア・マ
 クロカリクス、メンタ・スアウエ
 オレンス、モディオラ・カロリニ
 アナ、もみじばふう、モンティア
 ストルム・リネアレ、モンティ
 ア・リネアリス、やつで、やぶち
 よろぎ、ユーゲニア・ミルティ
 フォリア、ユニベルス・アシエイ、
 ゆりのき、ヨーロツバぐり、ラヴァ
 テラ・クレティカ、ラテイピダ・
 コルムナリス、ルドヴィギア・グ
 ランディフロラ、レタマ、あかし
 あ属植物、あきのきりんそう属植
 物、アニサンサ属植物、あぶらな
 属植物、アルクトスタフィロス属
 植物、アンティリス属植物、いぬ
 たで属植物、いぼたのき属植物、
 いらくさ属植物、ヴァーノニア属
 植物、ウエストリンギア属植物、
 うまごやし属植物、うるし属植物、
 ウロクロア属植物、エウリオプス
 属植物、えにしだ属植物、エリオ
 ゴヌム属植物、エリシムム属植物、
 おおきせわた属植物、おおばこ属
 植物、おおふともみ属植物、オス
 テオスベルムム属植物、おとぎり
 そう属植物、おなもみ属植物、お
 らんだふうる属植物、オリーブ属
 植物、かえで属植物、カツシア属
 植物、カマエシケ属植物、かやつ
 りぐさ属植物、カリコトメ属植物、
 きいちこ属植物、ぎしぎし属植物、
 きだちるりそう属植物、きび属植

マエシケ属植物、かやつりぐさ属植物、カリコトメ属植物、きいちご属植物、ぎしぎし属植物、きだちるりそう属植物、きび属植物、ぎようぎし属植物、きんかん属植物、ぐみ属植物、くるみ属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くわ属植物、くわがたそう属植物、ごしあおい属植物、こなら属植物、コニザ属植物、コーヒーノキ属植物、コプロスマ属植物、コロキア属植物、コロノプス属植物、さくら属植物、サツサフラス属植物、サルウィア属植物、さるすべり属植物、サントリナ属植物、しながわはぎ属植物、しのぶのき属植物、しやじくそう属植物、すいかずら属植物、すげ属植物、すずかけのき属植物、すずめのちやひき属植物、すずめのひえ属植物、すのき(こけもも)属植物、ストレプトカルパス属植物、スパルティウム属植物、せいようひるがお属植物、セネキオ属植物、センナ属植物、せんねんぼく属植物、ちからしば属植物、つた属植物、つゆくさ属植物、つるにちちそう属植物、デイモルフオテカ属植物、とうだいくさ属植物、どくむぎ属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とべら属植物、なし属植物、なす属植物、なつめやし属植物、にくきび属植物、にちちそう属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、のげし属植物、のぶどう属植物、はしかぐさもどき属植物、バツカリス属植物、はなすおう属植物、はまあかさ属植物、はまごう属植物、ばら属植物、

物、ぎようぎし属植物、きんかん属植物、ぐみ属植物、くるみ属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くわ属植物、くわがたそう属植物、ごしあおい属植物、こなら属植物、コニザ属植物、コーヒーノキ属植物、コプロスマ属植物、さくら属植物、サツサフラス属植物、サルウィア属植物、さるすべり属植物、サントリナ属植物、しながわはぎ属植物、しのぶのき属植物、しやじくそう属植物、すいかずら属植物、すげ属植物、すずかけのき属植物、すずめのちやひき属植物、すずめのひえ属植物、すのき(こけもも)属植物、ストレプトカルパス属植物、スパルティウム属植物、せいようひるがお属植物、セネキオ属植物、センナ属植物、せんねんぼく属植物、ちからしば属植物、つた属植物、つゆくさ属植物、つるにちちそう属植物、デイモルフオテカ属植物、とうだいくさ属植物、どくむぎ属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とべら属植物、なし属植物、なす属植物、なつめやし属植物、にくきび属植物、にちちそう属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、のげし属植物、のぶどう属植物、はしかぐさもどき属植物、バツカリス属植物、はなすおう属植物、はまあかさ属植物、はまごう属植物、ばら属植物、はりえにしだ属植物、ばんじろう属植物、ひとつばえにしだ属植物、ひとつばたこ属植物、ひまわり属植物、ひめはぎ属植物、

<p>二十四 インド、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリヤ、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、クロアチア、スペイン、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、マルタ、モンテネグロ、ロシア、ウガンダ、エジプト、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	
(略)	<p>はりえにした属植物、ハリミウム属植物、ばんじろう属植物、ひとつばえにした属植物、ひとつばたご属植物、ひまわり属植物、ひめはぎ属植物、ひゆ属植物、フィリレア属植物、フォルミウム属植物、ぶたくさ属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、ブラキグロツティス属植物、ペカン属植物、ヘーベ属植物、ベラルゴニウム属植物、ヘリクリスム属植物、ヘンルーダ属植物、まつむしそう属植物、まめぐんばいなす属植物、ミオボルム属植物、みかん属植物、みずき属植物、みちやなぎ属植物、むかしよもぎ属植物、メガシルス属植物、めひしば属植物、もくれん属植物、もちのき属植物、やなぎ属植物、ユーカリノキ属植物、よもぎ属植物、ラウアンドウラ属植物、ルピヌス属植物及びわずれぐさ属植物の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの</p>
(略)	

<p>二十四 インド、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリヤ、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、クロアチア、スペイン、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、マルタ、モンテネグロ、ロシア、ウガンダ、エジプト、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、アメリカ合衆国、コスタリカ、ドミニカ共和国、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	
(略)	<p>ひゆ属植物、フィリレア属植物、フォルミウム属植物、ぶたくさ属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、ブラキグロツティス属植物、ペカン属植物、ヘーベ属植物、ベラルゴニウム属植物、ヘリクリスム属植物、ヘンルーダ属植物、まつむしそう属植物、まめぐんばいなす属植物、ミオボルム属植物、みかん属植物、みずき属植物、みちやなぎ属植物、むかしよもぎ属植物、メガシルス属植物、めひしば属植物、もくれん属植物、もちのき属植物、やなぎ属植物、ユーカリノキ属植物、よもぎ属植物、ラウアンドウラ属植物、ルピヌス属植物及びわずれぐさ属植物の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの</p>
(略)	

<p>二十五～二十九 (略)</p> <p>三十 タイ、ベトナム、トルコ、オランダ、カナダ</p> <p>三十一～三十六 (略)</p> <p>三十七 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>あまめしば、いぬほおずき、いんげんまめ、エクバリウム・エラテリウム、エクリプタ・プロストラタ、オキムム・キリマンドスカリクム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゆうり、クロッサンドラ・インフンディプリフォルミス、クロトン・ボンブランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランデイス、ささげ、しまかんぎく、しろばなようしゆうせんあさがお、すいか、せいようかぼちや、せんねんぼく、だいち、とうがん、とうごま、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじんのげし、パパイヤ、はやとりのばれいしよ、ひらまめ、フィサリス・ミニマ、へちま、ベニカサ・フィストロサ、ペボかぼちや、メロン、もみじひるがお、モルディカ・デイオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>三十八 (略)</p> <p>三十九 南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ</p>	<p>(略)</p> <p>とうもろこしの生植物(種子及び果実を含む。)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において <i>Clavibacter nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌) を発見するために適切と認められる方法による</p>
<p>二十五～二十九 (略)</p> <p>三十 タイ、ベトナム、オランダ、カナダ</p> <p>三十一～三十六 (略)</p> <p>三十七 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>あまめしば、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、オキムム・キリマンドスカリクム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゆうり、クロッサンドラ・インフンディプリフォルミス、クロトン・ボンブランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランデイス、ささげ、しまかんぎく、しろばなようしゆうせんあさがお、すいか、せいようかぼちや、せんねんぼく、だいち、とうがん、とうごま、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじんのげし、パパイヤ、はやとりのばれいしよ、ひらまめ、フィサリス・ミニマ、へちま、ベニカサ・フィストロサ、ペボかぼちや、メロン、もみじひるがお、モルディカ・デイオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>三十八 (略)</p> <p>三十九 アメリカ合衆国、カナダ</p>	<p>(略)</p> <p>とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、栽培地において <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌) を発見するために適切</p>

別表六(第三十五条の七関係)

<p>一 (略)</p>	<p>地 域</p>	<p>植 物</p>	<p>備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物) (略)</p>
<p>かんきつ類(ボんカンを除く)、わんび、びわ、ざくろ、いちじく、がじゆまる、りゆうがん、れいし、ごれんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろうじゆ、サントール、てりはぼく、もまたまな、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、たいへいようぐるみ、なつめやし、やまもも、りんご、あかぎ、アキー、アザディラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルバ、あまめしは、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウイーフオリウム、アルタポトリス・シアメンシス、アルタポトリス・モンテイロアエ、アルビニア・ムティカ、アレシナ・ウエスターハウティ、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロテイルサ、いちじくぐわ、いぬびわ、イルピンギア・ガボネンシス、イルピンギア・マラヤナ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、</p>	<p>四十 (略)</p>	<p>四十 (略)</p>	<p>検査が行われ、かつ <i>Clavibacter nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌) に侵されていないことが特記されていること。</p>

別表六(第三十五条の七関係)

<p>一 (略)</p>	<p>地 域</p>	<p>植 物</p>	<p>備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物) (略)</p>
<p>かんきつ類(ボんカンを除く)、わんび、びわ、ざくろ、いちじく、がじゆまる、りゆうがん、れいし、ごれんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろうじゆ、サントール、てりはぼく、もまたまな、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、たいへいようぐるみ、なつめやし、やまもも、りんご、あかぎ、アキー、アザディラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルバ、あまめしは、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウイーフオリウム、アルタポトリス・シアメンシス、アルタポトリス・モンテイロアエ、アルビニア・ムティカ、アレシナ・ウエスターハウティ、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロテイルサ、いちじくぐわ、いぬびわ、イルピンギア・ガボネンシス、イルピンギア・マラヤナ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、</p>	<p>四十 (略)</p>	<p>四十 (略)</p>	<p>と認められる方法による検査が行われ、かつ <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌) に侵されていないことが特記されていること。</p>

ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おばいぬびわ、おばらいちご、おきなわずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイ、オピリア・アメンタケア、カカオノキ、カシユーナツツ、カツパリス・セピアリア、カツパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パーキンソニ、キサントフィルム・アモエヌム、キサントフィルム・フラウエスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスベルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ベインタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くるみのおきなわずめうり、コッキニア・グランディス、こみのくるつぐ、コルディア・ミクサ、コルディラ・ピンナータ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、ざるかけみかん、シトロフォオーチユネラ・ミクロカルバ、しょうべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ピレア、スコエフィア・フラグランシス、セルティス・テトランドラ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジユス、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのこれんし、なんようぎくら、にがうり、

ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おばいぬびわ、おばらいちご、おきなわずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイ、オピリア・アメンタケア、カカオノキ、カシユーナツツ、カツパリス・セピアリア、カツパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パーキンソニ、キサントフィルム・アモエヌム、キサントフィルム・フラウエスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスベルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ベインタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くるみのおきなわずめうり、コッキニア・グランディス、こみのくるつぐ、コルディア・ミクサ、コルディラ・ピンナータ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、ざるかけみかん、シトロフォオーチユネラ・ミクロカルバ、しょうべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ピレア、スコエフィア・フラグランシス、セルティス・テトランドラ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジユス、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのこれんし、なんようぎくら、にがうり、

ねぐるもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーテリ、はくさんぼく、バツカウレア・ラケモサ、バツカウレア・ラミフロラ、パイヤ、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、ファグラエア・ケイラニカ、ファグラエア・ラケモサ、フィクス・エリゴドン、フィクス・オットニーフォリア、フィクス・グロツスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ヒスピダ、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラクールティア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ハイネア・トリジュガ、ベルノキ、ポメティア・ピンナタ、ポリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツイー、まるばちしやのき、まるめる、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スマラキフォリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、モモルディカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、らんばい、レピサンテス・テトラフィラ、レピサンテス・ルビギノサ、かき属植物、ぐみ属植物、さくら属植物、なし属植物、なす属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、ばんのき属植物、ひいらぎとらのお属植物、マンゴウ属植物（マンゴウを除く）、なつめ属植物、とけいそう属植物、ふともも属植物、ばんれいし属植物、

ねぐるもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーテリ、はくさんぼく、バツカウレア・ラケモサ、バツカウレア・ラミフロラ、パイヤ、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、ファグラエア・ケイラニカ、ファグラエア・ラケモサ、フィクス・エリゴドン、フィクス・オットニーフォリア、フィクス・グロツスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ヒスピダ、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラクールティア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ハイネア・トリジュガ、ベルノキ、ポリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツイー、まるばちしやのき、まるめる、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スマラキフォリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、モモルディカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、らんばい、レピサンテス・テトラフィラ、レピサンテス・ルビギノサ、かき属植物、ぐみ属植物、さくら属植物、なし属植物、なす属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、ばんのき属植物、ひいらぎとらのお属植物、マンゴウ属植物（マンゴウを除く）、なつめ属植物、とけいそう属植物、あかてつ科植物、ふともも属植物、ばんれいし属植物、

この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、別表一の改正規定中「*nita absoluta*」を削る部分及び別表二の二の七の項に係る改正規定は、公布の日の翌日から施行する。

四〇六 (略)	(略)	(略)	二 (略)	(略)	(略)	三 (略)	(略)	(略)
四〇六 (略)	(略)	(略)	二 (略)	(略)	(略)	三 (略)	(略)	(略)

物、ふくぎ属植物、とうがらし属植物（ピーマンを除く）、あかたねのき属植物、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ランサ属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤを除く）、ぶどう属植物、カリッサ属植物、ユーゲニア属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実

うり科植物の生果実（とうがん、すいか、かぼちゃ、ネットメロン及びにがうりの生果実を除く。）
 生茎葉及び花（乾燥された花を除く。）並びにアデニア・ホンダラ、アンノナ・セネガレンシス、いぬびわ、いぬほおずき、おおいたび、おおぶどうほおずき、カシユーナツツ、きだちとうがらし、きまめ、きんぎんなすび、くだものどけい、こだちとまと、これんし、ささげ、スウィートオレンジ、ストリクノス・スピノサ、ソラヌム・アエテイオビクム、ソラヌム・アングイビ、ソラヌム・セツシリフォルム、ソラヌム・トリロパツム、ソラヌム・マクロカルボン、ソラヌム・リンナエアヌム、だいおうなすび、たまさんご、テトラステイグマ・レウコスタフィラム、とうがらし（ピーマンを除く）、なす、なつめ、ばんじろう、ふじまめ、ももたまな、やんばるなすび、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）及びヒロセレウス属植物（イエローピタヤを除く。）の生果実

ふくぎ属植物、とうがらし属植物（ピーマンを除く）、あかたねのき属植物、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ランサ属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤを除く）、ぶどう属植物、カリッサ属植物、ユーゲニア属植物、リカニア属植物及びロリニア属植物の生果実

うり科植物の生果実（とうがん、すいか、かぼちゃ、ネットメロン及びにがうりの生果実を除く。）及びその生茎葉並びにアデニア・ホンダラ、アンノナ・セネガレンシス、いぬびわ、いぬほおずき、おおいたび、おおぶどうほおずき、カシユーナツツ、きだちとうがらし、きまめ、きんぎんなすび、くだものどけい、こだちとまと、これんし、ささげ、スウィートオレンジ、ストリクノス・スピノサ、ソラヌム・アエテイオビクム、ソラヌム・アングイビ、ソラヌム・セツシリフォルム、ソラヌム・トリロパツム、ソラヌム・マクロカルボン、ソラヌム・リンナエアヌム、だいおうなすび、たまさんご、テトラステイグマ・レウコスタフィラム、とうがらし（ピーマンを除く）、なす、なつめ、ばんじろう、ふじまめ、ももたまな、やんばるなすび、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）及びヒロセレウス属植物（イエローピタヤを除く。）の生果実

○農林水産省告示第七百六十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の第一の二の項の規定に基づき、平成二十三年農林水産省告示第五百四十二号（植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年六月十七日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
<p>一 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物は、次の表の一の項に掲げる有害動物（同表の二の項に掲げる有害動物を除く。）とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動物から除かれる有害動物</p> <p>(一) 節足動物 (略)</p> <p><i>Tuberolachnus macroberculatus</i> (ヒワコブオオアブラムシ)</p>	<p>一 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物は、次の表の一の項に掲げる有害動物（同表の二の項に掲げる有害動物を除く。）とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動物から除かれる有害動物</p> <p>(一) 節足動物 (略)</p> <p><i>Tuberolachnus macroberculatus</i> (ヒワコブオオアブラムシ)</p>	<p>一 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物は、次の表の一の項に掲げる有害動物（同表の二の項に掲げる有害動物を除く。）とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動物から除かれる有害動物</p> <p>(一) 節足動物 (略)</p> <p><i>Tuberolachnus macroberculatus</i> (ヒワコブオオアブラムシ)</p>	<p>一 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物は、次の表の一の項に掲げる有害動物（同表の二の項に掲げる有害動物を除く。）とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動物から除かれる有害動物</p> <p>(一) 節足動物 (略)</p> <p><i>Tuberolachnus macroberculatus</i> (ヒワコブオオアブラムシ)</p>

二 (略)	(二) (三) (略)	
	(略)	<i>Tula absoluta</i> (トマトキバカ) (略)
二 (略)	(二) (三) (略)	
	(略)	(略) (新設)

○農林水産省告示第七百六十九号
 植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号) 第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程(昭和二十五年農林省告示第二百六号)の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。
 令和八年六月十七日
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。
 農林水産大臣 鈴木 憲和

改 正 後

改 正 前

別表第二 第三条第一項第三号の規定する措置の基準

植物等の種類	一〜四 (略)	(略)	検疫有害動植物	(略)	措 置
	五 球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの	(略)		(略)	
十 生果実及び生野菜	六 かぼちゃ、すいか、メロン等 (略)	(略)	テトラニクス・パキフィクス、トリオザ・アピカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス、フランクリニエラ・スクルツェイ、ヤサイゾウムシ (略)	(略)	(略)
	7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、	(略)		(略)	

別表第二 第三条第一項第三号の規定する措置の基準

植物等の種類	一〜四 (略)	(略)	検疫有害動植物	(略)	措 置
	五 球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの	(略)		(略)	
十 生果実及び生野菜	六 かぼちゃ、すいか、メロン等 (略)	(略)	テトラニクス・パキフィクス、トマトキバガ、トリオザ・アピカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス、フランクリニエラ・スクルツェイ、ヤサイゾウムシ (略)	(略)	(略)
	7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、	(略)		(略)	

備考 (略)	十一 (略)			
	(略)	<p>9 いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類</p>	<p>8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、ただけ、みょうが、らっきょう、リーキ等</p>	<p>8 なす、にんじん、にんにく、はくさい、レタス等</p>
	(略)		(略)	<p>ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピテイウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌</p>
	(略)		(略)	
備考 (略)	十一 (略)			
	(略)	<p>9 いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類</p>	<p>8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、ただけ、みょうが、らっきょう、リーキ等</p>	<p>8 なす、にんじん、にんにく、はくさい、レタス等</p>
	(略)		(略)	<p>ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピテイウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌</p>
	(略)		(略)	